

## 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」の進捗状況（項目別）

平成18年1月31日現在

項目	進捗状況
<b>1. 事業再生・中小企業金融の円滑化</b>	
(1) 創業・新事業支援機能等の強化	
<p>地域におけるベンチャー企業の育成並びに中小企業の技術開発及び新事業の展開を支援するため、各金融機関に対し、以下の事例を参考に、融資審査能力（「目利き」能力）の向上、起業・事業展開に資する情報の提供、創業・新事業の成長段階に応じた適切な支援など、創業・新事業支援機能等の強化に向けた取組みを行うよう要請する。【対金融機関】</p>	<p>・各金融機関に要請（17年3月29日）</p>
(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	
<p>○ <u>取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化</u> 各金融機関に対し、中小企業の成長機会の把握・実現に資するため、以下の事例を参考に、中小企業に対するコンサルティング機能及び情報提供機能の一層の強化など、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化に向けた取組みを行うよう要請する。【対金融機関】</p>	<p>・各金融機関に要請（17年3月29日）</p>
<p>○ <u>要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化</u> 各金融機関に対し、経営改善支援の早期着手及び迅速な企業再生に資するため、キャッシュフローのモニタリング強化等による不良債権の新規発生防止や要注意先債権等の健全債権化に向けた各種取組みの一層の強化を要請する。【対金融機関】</p>	<p>・各金融機関に要請（17年3月29日）</p>
<p>○ <u>健全債権化等の強化に関する実績の公表等</u> 各金融機関及び業界団体に対し、要注意先債権等の健全債権化等の強化に関する実績（体制整備状況、経営改善支援取組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数等）の公表及び公表内容の拡充について要請する。【対金融機関、業界団体】</p>	<p>・各金融機関、各業界団体に要請（17年3月29日）</p>
(3) 事業再生に向けた積極的取組み	
<p>○ <u>事業再生に向けた積極的取組み</u> 各金融機関に対し、事業再生に向けた取組みの効果的・効率的実施を通じた具体的な成果の早期実現により地域経済の活性化を図るため、再生ノウハウの共有化を図るとともに、以下の事例を参考に、中小企業の過剰債務の解消や社会のニーズの変化に対応した事業の再構築など、事業再生に向けた積極的取組みを行うよう要請する。【対金融機関】</p>	<p>・各金融機関に要請（17年3月29日）</p>
<p>○ <u>再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進</u> 各金融機関に対し、可能な限り、再生支援実績（成功事例、法的整理の活用実績等）や再生ノウハウについて、具体性を持たせた形で情報開示するよう要請する。また、業界団体に対し、各金融機関の再生支援実績や再生ノウハウについて、取りまとめた上、特色ある事例として公表するよう要請する。【対金融機関、業界団体】</p>	<p>・各金融機関、各業界団体に要請（17年3月29日）</p>
<p>○ <u>人材プールの設置</u> 金融機関が主体的な経営判断に基づき事業再生等の取組みを行うため、外部の金融実務の専門家等を活用する必要がある場合に照会できるよう、金融実務専門家等を登録したいいわゆる「人材プール」を業界団体に設置するよう要請する。【対業界団体】</p>	<p>・各業界団体に要請（17年3月29日） ・「『人材ネットワーク』の構築について」を公表（17年8月26日）</p>
<p>○ <u>再生企業に対する支援融資の拡充のための環境整備</u> 業界団体に対し、再生企業の状況やシンジケートローンをはじめとする融資形態に応じた財務制限条項（コベナンツ）のあり方の整理等、再生を促進し、かつ、債権保全を図るために必要な実務に則した検討を行い、必要に応じ、研修等を実施するよう要請する。【対業界団体】</p>	<p>・各業界団体に要請（17年3月29日）</p>
<p>○ <u>中小企業再生支援協議会の有効活用</u> 中小企業再生支援協議会における取組み実態を的確に把握し、必要に応じ、その一層有効な活用方法等について関係機関と協議を行う。【当局】</p>	<p>・新アクションプログラムにおける進捗状況を踏まえ、今後、関係機関と協議予定</p>

項 目	進捗状況
<p>○ <u>再生支援実績及び再生ノウハウ共有化の公表等</u> 各金融機関が公表した再生支援実績や再生ノウハウについて、利用しやすいような整理を行った上で、半期毎に特色ある事例を取りまとめて公表する。【当局】</p>	<p>・17年度上半期の進捗状況を公表（18年1月31日）</p>
(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等	
① 担保・保証に過度に依存しない融資の推進	
<p>各金融機関に対し、事業からのキャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るため、企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みを強化するとともに、以下の事例を参考に、こうした取組みを推進するよう要請する。 また、各金融機関に対し、「民法の一部を改正する法律」（平成16年法律第147号）の施行を踏まえ、既存の包括根保証契約について、制度改正の趣旨を踏まえた適切な見直しを行うとともに、第三者保証の利用に当たっては、過度なものとならないよう要請する。【対金融機関】</p>	<p>・各金融機関に要請（17年3月29日）</p>
② 中小企業の資金調達手法の多様化等	
<p>○ <u>中小企業の資金調達手法の多様化等</u> 各金融機関に対し、中小企業金融の円滑化や金融機関における地域集中リスクの軽減等を図るため、以下の事例を参考に、中小企業の資金調達手法の多様化等に向けた取組み等を推進するよう要請する。【対金融機関】</p>	<p>・各金融機関に要請（17年3月29日）</p>
<p>○ <u>中小企業の資金調達手法の多様化等に向けた環境整備</u> 業界団体に対し、ノンリコースローンやプロジェクトファイナンスをはじめとする中小企業の資金調達手法の多様化に向けた取組みの促進のために必要な実務に則した検討を行い、必要に応じ、研修等を実施するよう要請する。【対業界団体】</p>	<p>・各業界団体に要請（17年3月29日）</p>
<p>○ <u>中小企業金融の円滑化等</u> 協同組織中央機関に対し、中小企業金融の円滑化や協同組織金融機関における地域集中リスクの軽減等を図るため、貸出債権の流動化等に向けた取組みを要請する。【対協同組織中央機関】</p>	<p>・各協同組織中央機関に要請（17年3月29日）</p>
(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化	
<p>中小企業金融の円滑化や顧客保護の観点から、契約条件等について、金融機関から顧客に対して適切かつ十分な説明が行われることは極めて重要である。このため、各金融機関に対し、いわゆる「説明責任ガイドライン」（「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-3-4-1（与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能））を踏まえて、以下の事項も含め、顧客への説明態勢の整備及び相談苦情処理機能の強化を図るよう要請する。【対金融機関】</p>	<p>・各金融機関に要請（17年3月29日） ・「平成17事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」（平成17年7月28日公表）において、金融機関の顧客への説明態勢や相談苦情処理機能の整備状況及び実効性について、重点的に検証する旨を記載</p>
<p>○ <u>顧客への説明態勢の整備状況、相談苦情処理機能の実効性についての検証</u> 金融機関の顧客への説明態勢の整備状況及び相談苦情処理機能の実効性等について、検査及びオフサイトモニタリングを通じて重点的な検証を行う。【当局】</p>	<p>・「平成17事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、金融機関の顧客への説明態勢や相談苦情処理機能の整備状況及び実効性について記載し、検証を実施 ・「平成17検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」（17年7月8日公表）において、説明責任の履行状況、苦情等処理態勢の検証等を検査の重点事項として記載し、検証を実施</p>
<p>○ <u>地域金融円滑化会議の開催及び活用</u> 貸し渋り・貸し剥がしホットラインにより当局に寄せられた情報や、各金融機関等に寄せられた苦情・相談等に関し意見交換を行うなど、説明態勢の整備及び相談苦情処理機能の強化のため、「地域金融円滑化会議」を半期毎に開催する。【当局】</p>	<p>・17年度第1回目の会議を17年8～9月に全都道府県で開催</p>

項目	進捗状況
<b>(6) 人材の育成</b>	
<p>各金融機関に対し、地域密着型金融を効果的かつ効率的に推進していくため、地域の特性及び各金融機関のビジネスモデル等を踏まえつつ、企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力（「目利き」能力）、経営支援の能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組みを要請する。【対金融機関】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各金融機関に要請（17年3月29日）</li> </ul>
<b>2. 経営力の強化</b>	
<b>(1) リスク管理態勢の充実</b>	
<p>各金融機関に対し、19年3月末からのバーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の導入に備え、自己資本比率の算出方法の精緻化、リスク管理の高度化、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備に積極的に取り組むよう要請する。【対金融機関】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各金融機関に要請（17年3月29日）</li> <li>第2の柱の実施方針について公表（17年11月22日）</li> </ul>
<p><u>○ 適切な自己査定及び償却・引当の確保</u> 金融検査マニュアルに基づく検査が3巡目となる中、適切な自己査定及び償却・引当を確保する観点から、以下のような対応を行う。 イ) 正当な理由がないにもかかわらず、自己査定と検査結果の格差が著しい金融機関に対して、業務改善命令を発出するなど厳格に対応する。 ロ) 担保評価について、引き続き、各金融機関に対し担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度について厳正な検証を行うよう要請するとともに、検査において、その適切性を検証する。【当局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成17事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、資産査定、信用リスク管理の信頼性の確保について記載し、重点を置いた監督を実施</li> <li>検査において検証を実施</li> </ul>
<p><u>○ 市場リスク管理態勢の検証</u> 株価、金利等市場の動きも注視しつつ、金融機関によるリスク量の定量的な分析結果の把握等を通じ、金融機関の健全性の確保に努めるため、有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に対して、早期警戒制度（安定性改善措置）の的確な運用等を通じて、着実な改善を促す。【当局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成17事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、市場リスク管理態勢の整備について記載し、重点を置いた監督を実施</li> </ul>
<b>(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上</b>	
<p>各金融機関に対し、地域密着型金融の実施において、適正な対価負担を求めつつ、付加価値の高いサービスを提供するビジネスモデルを展開するとともに、地域密着型金融の機能強化に向けた土台を強固なものとするため、以下の事例を参考に、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築をはじめ、地域において必要なリスクをとりつつ、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備など、収益管理態勢の整備と収益力の向上に向けた取組みを推進するよう要請する。【対金融機関】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各金融機関に要請（17年3月29日）</li> </ul>
<p><u>○ 収益管理態勢の整備状況に係る重点的なオフサイトモニタリングの実施等</u> 管理会計を活用した業績評価の再構築の実施など収益管理態勢の整備・拡充に向けた取組みを促す観点から、収益管理態勢の整備状況について、重点的なオフサイトモニタリングやフォローアップを実施する。【当局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成17事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、収益管理態勢の整備と収益力の向上について記載し、重点を置いた監督を実施</li> </ul>
<b>(3) ガバナンスの強化</b>	
<p><u>○ 財務内容の適正性の確認</u> 地域銀行に対し、ガバナンスの向上の観点から、可能な限り17年3月期より、経営者が有価証券報告書等において、財務内容の適正性について確認を行うよう要請する。【対地域銀行】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域銀行に要請（17年3月29日）</li> <li>「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」を发出・要請（17年10月7日）</li> </ul>
<p><u>○ 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>半期開示の内容充実について、業界団体に対し、検討を要請するとともに、各金融機関に対し、実施を要請する。【対協同組織金融機関、業界団体】</li> <li>総代会に一般の会員・組合員の意見を反映させる仕組み等、総代会の機能強化に向けた取組みについて、業界団体に対し、これまでの取組みを踏まえた検討を要請するとともに、各金融機関に対し、実施を要請する。【対協同組織金融機関、業界団体】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各協同組織金融機関、各業界団体に要請（17年3月29日）</li> <li>各協同組織金融機関、各業界団体に要請（17年3月29日）</li> </ul>

項目	進捗状況
<p>○ <u>協同組織金融機関におけるガバナンスの向上</u>  協同組織金融機関の年度毎のディスクロージャー誌について、銀行と同様、事業年度経過後四ヶ月以内の開示の義務付けを検討する。【当局】</p>	<p>・協同組織金融機関のディスクロージャー誌作成・開示期間に係る関係規則（府令）の改正作業中</p>
<p>○ <u>取締役会、監査役会等の機能発揮状況等の検証</u>  金融機関の持続可能性を確保し、経営の健全性の維持及びその一層の向上を図る観点から、適切な経営管理を確保するため、経営者の自覚に基づく対応を前提としつつ、総合的なヒアリング等の有効活用を通じて、取締役会、監査役会等の機能発揮状況等を検証する。【当局】</p>	<p>・各種ヒアリング等において検証実施</p>
<p>(4) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化</p>	
<p>○ <u>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</u>  各金融機関に対し、不祥事件等の発生の未然防止を図るため、営業店に対する法令等遵守状況の点検強化など、法令等遵守のための取組みを要請する。【対金融機関】</p>	<p>・各金融機関に要請（17年3月29日）</p>
<p>○ <u>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</u>  各金融機関に対し、顧客情報管理に関して、個人情報保護法の施行（17年4月1日）を踏まえ、法令等の諸規定に基づき、より一層適切な管理・取扱いが確保されるよう要請する。【対金融機関】</p>	<p>・各金融機関に要請（17年3月29日）</p>
<p>○ <u>法令違反等に対する厳正な対応</u>  各金融機関における法令違反や不祥事件等について、引き続き、業務改善命令等の監督上の措置の厳正な運用、並びに検査における法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢の状況に係る重点的な検証を行う。【当局】</p>	<p>・適宜、業務改善命令等の監督上の措置を実施、検査において検証を実施</p>
<p>(5) ITの戦略的活用</p>	
<p>○ <u>ITの戦略的活用</u>  各金融機関に対し、地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、IT効果検証等を踏まえたIT投資等の適正性の確保に留意しつつ、経営陣が主導的な機能を発揮し、以下の事例を参考に、各金融機関のビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的な活用に向けた取組みを推進するよう要請する。【対金融機関】</p>	<p>・各金融機関に要請（17年3月29日）</p>
<p>○ <u>ITの戦略的活用を推進するための環境整備</u>  各金融機関におけるITの戦略的活用に向けた取組みが効果的かつ効率的に実施可能となるよう、業界団体に対し、ITの戦略的活用に必要な検討を要請する。【対業界団体】</p>	<p>・各業界団体に要請（17年3月29日）</p>
<p>(6) 協同組織中央機関の機能強化</p>	
<p>○ <u>協同組織中央機関の機能強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 協同組織中央機関に対し、個別金融機関に対する経営モニタリングや経営相談・指導の機能を拡充するとともに、個別金融機関の経営力強化を図り健全性確保に万全を期すための資本増強制度を積極的に活用するよう要請する。また、流動性の面で問題が生じた場合には、政府・日銀との連携の下、最大限の努力を行うよう要請する。【対協同組織中央機関】</li> <li>● 協同組織中央機関に対し、人材の育成や確保等を図りつつ、個別金融機関の経営管理態勢を強化するための人的支援を要請する。【対協同組織中央機関】</li> <li>● 協同組織中央機関及び各金融機関に対し、市場リスクや収益性確保への対応として、個別金融機関の市場リスク管理態勢等の強化に向けて取り組むとともに、協同組織中央機関が個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用に向けて取り組むよう要請する。【対協同組織中央機関、協同組織金融機関】</li> </ul>	<p>・各協同組織中央機関、各協同組織金融機関に要請（17年3月29日）</p>

項目	進捗状況
<b>(7) 検査、監督体制</b>	
<p>○ <u>多面的な評価に基づく総合的かつ重点的な検査・監督</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に基づく総合的な監督を行いつつ、必要に応じ、各金融機関の特性等を踏まえた、重点的な対応を行う。【当局】</li> <li>● 検査・監督連携会議等を通じ、検査部局・監督部局間及び金融庁・財務局間での一層の連携強化を図り、各金融機関の特性等に応じたより効果的かつ効率的な監督を行う。【当局】</li> <li>● 金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点から、検査において多くの金融機関に共通してみられる指摘事例について情報提供し、その共有化を図る。【当局】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新アクションプログラムの策定に伴い、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を一部改正（17年4月1日）</li> <li>・検査・監督連携会議を開催（17年9月7日）</li> <li>・金融検査指摘事例集を公表（17年7月27日）</li> </ul>
<p>○ <u>金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の周知徹底等</u></p> <p>中小企業の経営実態等に即した的確な検査を推進するため、16年2月に改訂した「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」について、検査官に対する研修の実施等を通じて、引き続き、周知徹底を図るとともに、検査モニターにおいて当該別冊の運用状況を確認し、運用の適切性を確保する。また、様々な機会を利用し、金融機関のみならず債務者である中小企業等に対しても、引き続き、マニュアル別冊の広報に努める。【当局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査官に対する研修等において周知徹底</li> <li>・預金等受入金融機関に対する検査において検査モニターを実施し、別冊の運用状況を確認</li> <li>・中小企業等に対し、マニュアル別冊の説明会を随時実施</li> </ul>
<b>3. 地域の利用者の利便性向上</b>	
<b>(1) 地域貢献等に関する情報開示</b>	
<p>○ <u>地域貢献に関する情報開示</u></p> <p>地域の利用者に対する情報提供の充実を図るため、地域貢献に関する情報開示を、個性的、かつ、より分かりやすく行うよう、業界団体に対し、これまでの取組みを踏まえた検討を要請するとともに、各金融機関に対し、積極的な取組みを要請する。当該情報開示に当たっては、金融機関の社会的責任といった観点も考慮しつつ、①地域の中小企業者に対しどのような資金供給がなされているか、②地域の預金者をはじめとする利用者に対して、自らの預金等が地域のためにどのように活かされているか、等の項目を含め、地域の特性等を踏まえた地域貢献の状況を示すこととする。【対金融機関、業界団体】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各金融機関、各業界団体に要請（17年3月29日）</li> </ul>
<p>○ <u>充実した分かりやすい情報開示の推進</u></p> <p>各金融機関に対し、地域の利用者の利便性向上や信認の確保のため、以下の取組み等を通じ、利用者の目線に立ち、充実した分かりやすい情報開示の積極的な推進を要請する。【対金融機関】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各金融機関に要請（17年3月29日）</li> </ul>
<b>(2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備</b>	
<p>地域の利用者に対する情報提供の充実を図るため、現行アクションプログラムの総括等を踏まえ、中小企業金融の実態に関するデータ整備を行い、17年9月末を目途に金融庁のホームページにおいて公表する。【当局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中小企業金融データリンク集」を金融庁ホームページに掲載（17年6月末）</li> </ul>
<b>(3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立</b>	
<p>利用者へのサービスの強化のためには、経営環境の変化や利用者へのサービスの多様化を見据え、利用者ニーズの特性等を踏まえた利用者満足度の向上に資する多様で質の高いサービスの提供が必要である。このため、各金融機関に対し、以下の取組み等を通じ、地域の特性や利用者ニーズを踏まえたビジネスモデルの展開等、地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立に向けた取組みを要請する。【対金融機関】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各金融機関に要請（17年3月29日）</li> <li>・「『利用者満足度向上に向けた懇談会』の概要」を公表（17年8月9日）</li> <li>・「利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立について」を発売・要請（17年8月10日）</li> </ul>

項目	進捗状況
<b>(4) 地域再生推進のための各種施策との連携等</b>	
<p>各金融機関に対し、地域全体の活性化を計画的に実施する「まちづくり」の視点を踏まえ、地域におけるPFIへの取組み支援やまち再生施策に係る支援等の地域再生推進に向けた各種施策との連携等、地域活性化に向けた地域と一体となった取組みを推進するよう要請する。【対金融機関】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各金融機関に要請（17年3月29日）</li> </ul>
<b>(5) 利用者等の評価に関するアンケート調査</b>	
<p>各年度において、中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査を実施し、その結果を公表して金融機関全体の利用者利便の向上を促す。【当局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度中にアンケート調査を実施予定</li> </ul>
<b>4. 進捗状況の公表</b>	
<p>各金融機関に対し、その実施する施策の進捗状況について、取組みの特色やこれにより得られた成果を示すこと等を通じて、地域の利用者に対し、より分かりやすい形で半期毎に公表するよう要請する。【対金融機関】 また、業界団体においても、これらを取りまとめ、公表するよう要請する。【対業界団体】 なお、協同組織中央機関が取り組む施策についても、各金融機関に準じた対応を要請する。【対協同組織中央機関】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各金融機関に要請（17年3月29日）</li> <li>・各業界団体に要請（17年3月29日）</li> <li>・各協同組織中央機関に要請（17年3月29日）</li> <li>・17年度上半期の進捗状況を各業界団体が公表 全国地方銀行協会 1月31日 第二地方銀行協会 1月31日 全国信用金庫協会 1月31日 全国信用組合中央協会 1月31日</li> <li>・17年度上半期の進捗状況を各協同組織中央機関が公表 信金中央金庫 12月15日 全国信用協同組合連合会 12月15日</li> </ul>
<b>&lt;推進体制&gt; 1. 地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本アクションプログラムに基づき、18年度までの「重点強化期間」内に、地域密着型金融の機能強化を確実に図るため、各金融機関に対し、17年8月末までに、「地域密着型金融推進計画」（計画期間17～18年度）を策定・公表することを要請する。各金融機関は、同計画に基づき、①事業再生・中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、③地域の利用者の利便性向上、を図ることとする。なお、各金融機関は、同計画の策定に当たり、地域の特性等を踏まえた個性的なものとするともに、地域密着型金融の推進により目指すべき姿が地域の利用者には十分理解されるよう、自らの経営判断の下で、可能な限り、数値的な目標を含む、具体的なかつ分かりやすい目標を盛り込むよう努めることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各金融機関に要請（17年3月29日）</li> <li>・各金融機関は17年8月末までに地域密着型金融推進計画を策定・公表</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当局は、銀行法第24条（協同組織金融機関については、同条を準用する規定）に基づき、各金融機関に対し、17年8月末までに、策定した計画について報告を求めるとともに、以後、半期毎に同計画の進捗状況に係る報告を求め、そのフォローアップを行うものとする。なお、当該フォローアップに当たっては、可能な限り、金融機関の自主性を尊重するとともに、地域経済の特性に配慮することとし、画一的な基準による評価とならないよう留意することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各金融機関に対し、地域密着型金融推進計画の提出について、財務局から銀行法第24条等に基づき報告を徴求（17年6月）</li> <li>・上記報告徴求に基づき、各金融機関が地域密着型金融推進計画を提出（17年8月）</li> <li>・「『地域密着型金融推進計画』の概要について」を公表（17年10月26日）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● なお、協同組織中央機関が取り組む施策についても、各金融機関に準じた対応を行うこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各協同組織中央機関に対し、協同組織中央機関機能強化推進計画の提出について、銀行法第24条等に基づき報告を徴求（17年6月27日）</li> <li>・上記報告徴求に基づき、各中央機関が協同組織中央機関機能強化推進計画を提出（17年8月）</li> </ul>
<b>&lt;推進体制&gt; 2. 実績の取りまとめ・公表</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当局は、18年度までの「重点強化期間」において、本アクションプログラムに基づく施策の進捗状況及び金融機関（協同組織中央機関を含む。）の取組み実績を半期毎に取りまとめ、公表する。なお、必要に応じ、金融審議会にも報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度上半期の進捗状況を公表（18年1月31日）</li> </ul>
<b>&lt;推進体制&gt; 3. 財務局の機能の活用</b>	

項 目	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財務局は、特色ある取組み等に関するシンポジウムを年1回開催し、これにより中小企業金融に係る金融機関のノウハウ等の一層の共有化を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれ17年度、18年度の取組み終了後、実施予定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財務局は、中小企業金融についてのモニタリング等を通じて、地域における中小企業金融の実情等の的確な把握に努め、金融庁と密接な連携を図りつつ、これらを活用して地域密着型金融の推進を図ることとする。また、金融庁は、財務局の行う中小企業金融モニタリングの機能の更なる活用を図ることとし、その一環として、当該モニタリングを通じて得られた地域の中小企業金融に関する情報を四半期毎に取りまとめ、公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果を公表（17年8月12日、17年10月26日、18年1月20日）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財務局は、金融機関の取組みに対する地域の利用者からの意見・要望の窓口として「地域密着型金融の推進に向けた金融機関の取組みに対する意見・要望窓口」（仮称）を、17年9月末までにホームページに設置し、金融機関の取組みの参考となるよう、得られた情報を金融機関に還元する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小・地域金融機関の取組みに対する地域の利用者からの意見・要望の窓口を17年9月末までに各財務局のホームページに設置</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金融行政アドバイザー」（仮称）を活用し、地域密着型金融の推進に向けた広報の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融行政アドバイザー制度の導入について」を公表（17年9月14日）</li> <li>・金融行政アドバイザーが「地域密着型金融に関するシンポジウム」にパネリストとして参加（17年11～12月）</li> </ul>
<p><b>&lt;推進体制&gt; 4. 「集中改善期間」の総括</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各金融機関による地域密着型金融の更なる推進に資するため、17年6月末を目途に、金融庁は、「集中改善期間」における各金融機関の取組みの具体的実績や成功事例等についての総括的な評価を行い、これを公表する。また、「集中改善期間」における特色ある取組み等に関するシンポジウムを財務局毎に開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』に基づく取組み実績と総括的な評価について」を公表（17年6月29日）</li> <li>・17年11～12月までに10財務局においてシンポジウムを開催</li> </ul>